

統括防火・防災管理に係る協議に関する事項

消防法第 8 条の 2 第 1 項及び消防法第 3 6 条第 1 項において準用する規定に基づいて、防火対象物、建築物その他の工作物の統括防火・防災管理者の選任に係る協議について、定める。

1 防火対象物、建築物その他の工作物

防 火 対 象 物 名	
所 在 地	
管理権原者等（組織の構成員）	
主 要 な 者 等 （ 代 表 者 ）	

2 協議の内容

1 協議会の設置

- (1) 防火対象物、建築物その他の工作物の管理権原者及び統括防火・防災管理者を構成員として組織を設置する。
- (2) 本会には、会長、副会長を設ける。
- (3) 会長は本会を代表し統括する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し会長に事故がある場合は、その職務を代行する。
- (5) 本会の事務局は、_____に置く。

2 統括防火・防災管理者の選任及び届出

- (1) 統括防火・防災管理者は、本会において協議し、選任する。
- (2) 統括防火・防災管理者の選任又は解任の届出については、本会の会長名をもって消防長に届出る。

3 会の運営

本会は、統括防火防災管理業務に関し、次の事項について協議し決定すること。

- (1) 統括防火・防災管理者の選任及び解任に関すること。
- (2) 全体についての消防計画に関すること。
- (3) 全体についての消防計画に基づく訓練の実施に関すること。
- (4) 避難上必要な施設の管理に関すること。
- (5) その他防火対象物、建築物その他の工作物の全体についての防火・防災管理上必要なこと。

4 その他

本協議の規定により難い場合又は疑義が生じた場合は、本協議会にて協議のうえ、これを定めるものとする。